

下記の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により公表する。

令和4年3月23日

新庄市監査委員 大場 隆司

新庄市監査委員 石川 正志

記

1. 監査対象 商工観光課の令和3年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
2. 監査期間 令和3年12月20日から令和4年1月17日まで

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
<p>エコロジーガーデンの使用において、関係法令に基づく事務処理が、不十分な取り扱いが多く見られる。</p>	<p>平成14年の開園以降、利用者・来園者が大きく伸び、活用が多様化してきており、条例規則を見直す必要があると考えている。</p> <p>事務処理上の遺漏がなくなるように、適正な処理を行うことに加え、エコロジーガーデン本来の目的及び今後に期待される成果に見合う法令整備・体制整備についても検討を進めていく。</p>